

平成25年度第1回
千葉市廃棄物減量等推進審議会

平成25年10月21日（月）

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課

平成25年度第1回千葉市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成25年10月21日（月）14：01～15：47

場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

1 開 会

2 議 題

(1) 会長・副会長の選任

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について（報告）

ア 平成24年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について

イ 平成25年度に実施する主な取り組みと計画目標について

(3) 家庭ごみ手数料徴収制度について

ア 制度の概要について

イ 併せて実施する施策及び周知・啓発活動の実施状況について

ウ 新指定袋の紹介について

(4) その他

3 閉 会

【資料】

資 料 1 平成24年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について

資 料 2 平成25年度に実施する主な取り組みと計画目標について

資 料 3 市民向けパンフレット「家庭ごみ手数料徴収制度 平成26年2月1日から始まります。」

資 料 4 併せて実施する施策及び周知・啓発活動の実施状況について

資 料 5 新指定袋の紹介について

午後2時01分開会

【廃棄物対策課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまより千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日の進行を務めます廃棄物対策課課長補佐の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境局長の青葉よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の青葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の環境行政そして市政全般にわたりまして、委員の皆様方には温かいご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、今回、委員につきまして就任のお願いをいたしましたところ、皆様方には快くお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。

本日の審議会につきましては、任期満了に伴います改選後の初の審議会でございますので、本来であれば、市長が参りまして委嘱状をお渡しし、そしてご挨拶すべきところでございますが、本日、所用のため出席ができませんので、私よりご挨拶を申し上げまして、また委嘱状につきましてはお手元に配付をさせていただいておりますので、交付式に代えさせていただければと思っております。

さて、来年2月から実施いたします家庭ごみ手数料徴収制度、これにつきまして、昨年7月からこの審議会におきまして6回にわたる慎重審議をいただいた賜物であるというふうに感謝を申し上げます。本来であれば、こうした状況につきまして、年度当初にご報告申し上げるところでございましたけれども、今年度は委員の改選期ということ、そしてまた公募委員の方の募集をさせていただいたことなどによりまして、この時期となったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成23年度末に策定をいたしました「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の進捗状況についてご報告させていただきました後に、家庭ごみ手数料徴収制度に関する概要、それから周知・啓発活動の実施状況などにつきましてご説明をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本市の廃棄物行政のさらなる推進のために貴重なご意見を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 当審議会につきましては、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となります。本日、委員総数20名のところ19名のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

今回、任期満了に伴い、皆様が新たに本審議会委員に就任されました。委嘱状につきましては、まことに恐縮ではございますが、机上に配付させていただいておりますのでご確認ください。

ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境工学部業務企画課長、藤原委員でございます。

【藤原委員】 藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 敬愛大学経済学部准教授、金子委員でございます。

【金子委員】 金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 千葉県町内自治会連絡協議会会長、小川委員でございます。

【小川委員】 小川です。よろしくお願い致します。

【廃棄物対策課長補佐】 千葉県地域婦人団体連絡協議会会長、伊藤委員でございます。

【伊藤委員】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 千葉県子ども会育成連絡会副会長、宍倉委員でございます。

【宍倉委員】 宍倉です。よろしくどうぞお願いします。

【廃棄物対策課長補佐】 日本労働組合総連合会千葉中央地域協議会事務局長、齋藤委員でございます。

【齋藤委員】 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 公募委員、岩根委員でございます。

【岩根委員】 岩根でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 公募委員、荒井委員でございます。

【荒井委員】 荒井と申します。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 千葉県大型店会、斉藤委員でございます。

- 【斉藤委員】 斉藤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 千葉県商店街連合会副会長、藤代委員でございます。
- 【藤代委員】 藤代です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 千葉県清掃協議会会長、市原委員でございます。
- 【市原委員】 市原です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 千葉県再資源化事業協同組合理事長、飯田委員でございます。
- 【飯田委員】 飯田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 千葉県警察本部千葉県警察部総務課長、高本委員でございます。
- 【高本委員】 高本です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 千葉県議会議員、亀井委員でございます。
- 【亀井委員】 亀井です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 同じく、川合委員でございます。
- 【川合委員】 川合です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 同じく、村尾委員でございます。
- 【村尾委員】 村尾でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 同じく、秋葉委員でございます。
- 【秋葉委員】 秋葉です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 同じく、向後委員でございます。
- 【向後委員】 よろしくお願ひいたします。向後でございます。
- 【廃棄物対策課長補佐】 同じく、福永委員でございます。
- 【福永委員】 福永です。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 ありがとうございます。
- 続きまして、事務局を紹介させていただきます。
- 環境局長、青葉でございます。
- 【環境局長】 青葉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 資源循環部長、神崎でございます。
- 【資源循環部長】 神崎でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 環境総務課長補佐、久我でございます。
- 【環境総務課長補佐】 久我でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【廃棄物対策課長補佐】 環境保全課長、古谷でございます。

【環境保全課長】 古谷でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 廃棄物対策課長、安田でございます。

【廃棄物対策課長】 安田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 収集業務課長、小池でございます。

【収集業務課長】 小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 施設課長、始関でございます。

【施設課長】 始関でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 産業廃棄物指導課長、大塚でございます。

【産業廃棄物指導課長】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 以上でございます。

ここで、お配りしております資料の確認をさせていただきます。なお、事前に郵送させていただきました資料1、資料2、資料4、資料5につきましては、修正がありましたので、まことに申しわけありませんが、本日、机上にて配付させていただきました。資料の差しかえをお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第、席次表、委員名簿に続きまして、資料1、平成24年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について、資料2、平成25年度に実施する主な取り組みと計画目標について、資料3、市民向けパンフレット「家庭ごみ手数料徴収制度 平成26年2月1日から始まります。」、資料4、併せて実施する施策及び周知・啓発活動の実施状況について、資料5、新指定袋の紹介について、併せて、来年2月から使用いたします新しい指定袋のサンプルを机上に配付しております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

そのほか、よろしいでしょうか。

当審議会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の議長は、廃棄物の適正処理及び再利用に関する規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますが、委員皆様全員が任期満了による改選により新たに委嘱を受けておられますので、会長・副会長が空席となっております。

つきましては、会長が決まりますまでの間、青葉環境局長が仮議長を務めさせていただいて

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【環境局長】 それでは、僭越ですけれども、会長が選出されるまでの間、議事の進行のほうを務めさせていただきます。

まず、議題(1) 会長・副会長の選任についてでございますけれども、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第3条第2項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますけれども、この件についていかがいたしましょうか。

【飯田委員】 飯田でございます。

これまで会長職につきましては、市議会議員の委員の中からご就任されておりましたので、今回も市議会議員の方からお願いしたらよろしいかと思えます。

村尾委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

【環境局長】 ありがとうございます。村尾委員さんということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【環境局長】 それでは、村尾委員さんに会長をお願いいたしたいと存じます。

村尾委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 それでは、村尾委員におきましては会長席へお移りいただきまして、会長就任に当たりまして、一言ご挨拶をいただきましてから、議事の進行をお願いいたしたいと思えます。

(村尾委員 会長席へ移動)

【村尾会長】 ただいま会長にご推挙いただきました市議会議員の村尾伊佐夫でございます。

大変不慣れではございますが、皆様のご協力をいただきまして、スムーズな進行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお申し上げます。

さて、一般廃棄物行政につきましては、焼却ごみ3分の1削減を目的とした新たな家庭ごみ減量施策として、平成26年2月1日から家庭ごみ手数料徴収制度が導入される予定でございます。当審議会では、昨年7月から同制度についての審議を重ねていただき、本年1月に答申を行っており、現在、市では円滑な導入に向けた市民説明会等を実施されております。

今後は、さらなるごみ減量の施策を展開し、安定的な処理体制を目指すために、長期的・総合的な視点のもと、一般廃棄物処理施設整備計画を策定する計画となっております。

本日の審議会においては、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における主な取り組みや、家庭ごみ手数料徴収制度の実施状況等について、市からご説明いただいた後、委員の皆様それぞれの立場から建設的なご意見をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

副会長の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

川合委員。

【川合委員】 川合でございます。

今まで、副会長には町内自治会の代表の方が務めてまいりました。今回も、地域の皆さんで組織されております町内自治会連絡協議会の会長でございます小川委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【村尾会長】 ただいま川合委員さんより、小川委員さんを副会長にとのご発言がありました。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【村尾会長】 ありがとうございます。それでは、小川委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。

小川委員さん、こちらの副会長席にお移りいただきたいと存じます。

（小川委員 副会長席へ移動）

【村尾会長】 それでは、副会長になりました小川委員さんにご挨拶をお願いいたします。

【小川副会長】 ただいま皆様からご推挙いただきました町内自治会連絡協議会会長の小川でございます。

皆様方のご協力を得ながら、村尾会長さんをサポートして、職務を全うしようと思っておりますので、皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【村尾会長】 それでは、続きまして、議題（２）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について、ア、平成24年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について、イ、平成25年度に実施する主な取り組みと計画目標について、最初に事務局から説明をお願いいたします。

【資源循環部長】 事務局の神崎でございます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1をお開きください。

平成24年度に実施いたしました主な取り組みと計画目標の進捗状況についてですが、本表

は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に位置づけられている 27 の計画事業について、平成 24 年度の実績を取りまとめたものでございます。新規・拡充事業のうち、主な事業についてご説明いたします。なお、家庭ごみ手数料徴収制度及び併用施策の詳しい内容につきましては、議事 3 においてご説明させていただきます。

では、初めに、計画事業 1、ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大について。

本市では、ちば型の循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、市の 3 者が自主的にごみ減量に取り組んでいくための行動指針として「ちばルール」を策定し、レジ袋の削減、エコ製品の取り扱い、プラスチックの店頭回収、新聞販売店による古新聞の回収などに取り組んでおります。

平成 24 年度は、「ちばルール」の施策として、食品残渣の削減など発生抑制の取り組みをちばルールに追加するとともに、商店街連合会と「ちばルール」加入促進等に関する協定を締結したほか、マイバッグ持参向上キャンペーンとして、協定店 36 店舗の従業員と市職員によるマイバッグの配布を実施いたしました。

次に、計画事業の 3、3R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化について。

大学生との連携による未就学児への 3R 啓発として、大学生ボランティアにもご協力をいただき、保育所におきまして幼児啓発用の紙芝居の上演、ごみ分別体験ゲームなどを実施いたしました。また、レジ袋使用削減のためのマイバッグデザインコンテストの開催として、子ども議会からマイバッグ利用促進の提案が出されたことを受けまして、マイバッグデザインコンテストを開催し、優秀作品をプリントしたマイバッグを、先ほどご説明いたしましたキャンペーンで配布するとともに、店舗でのデザイン展示をいたしました。

次に、計画事業の 4、生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進について。

生ごみ減量処理機及び肥料化容器購入費用の助成として、平成 24 年度、減量処理機は 128 基、肥料化容器は 363 台に助成し、前年度から微増となりました。また、公民館等での生ごみ減量・資源化講習会として、生ごみからできた堆肥を使ったガーデニング講座、段ボールコンポスト製作講習会等を合計 22 回実施いたしました。

次に、計画事業の 6、料金の見直しによるごみの排出抑制として、家庭ごみ手数料徴収制度に関する意見交換会の実施及び条例の改正を行いました。

次に、右側の表 2 に移りまして、計画事業の 10、市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援について。

許可業者との連携による事業所への情報提供として、事業系ごみの適正処理とごみ削減につ

いてのパンフレットを、廃棄物の収集をする許可業者からごみを排出する各事業所へ渡していただき、紙類の分別徹底などを呼びかけました。

次に、計画事業16、生ごみの再資源化の推進について。

生ごみ分別収集特別地区事業の実施として、若葉区加曽利町など4地区2,760世帯を対象といたしまして生ごみの分別収集を実施し、平成24年度は234トン进行回収、資源化いたしました。

次に、裏面に移らせていただきます。

計画事業20、収集運搬体制の合理化について。

粗大ごみの収集業務の委託化の実施といたしまして、これまで市直営で行っていた中央区、美浜区の粗大ごみ収集を民間事業者へ委託し、経費節減と技能労務職員によるごみ分別・排出の指導や資源物等の持ち去り対策の強化などを行ったところでございます。

次に、計画事業24、最終処分場の適正管理について。

最終処分場における長期責任型運営維持管理の実施に向けた民間事業者の選定として、これまで単年度で行っていましたが5カ所の最終処分場の浸出水処理施設の維持管理を、一括の長期にわたる包括的契約とすることでコスト削減などを図るもので、平成24年度にアドバイザー業務委託を実施し、入札告示を行い、民間事業者の選定をいたしました。

次に、計画事業の25、安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進について。

北清掃工場代替施設の整備内容の検討、最終処分場の再生・延命化に向けた検討として、次年度の計画策定に向けまして内部検討を行ったところでございます。

次に、同じページの右側、2の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における目標の進捗状況につきまして、ご説明を申し上げます。

この計画におきましては、平成33年度を目標といたしまして、表の縦軸にあります総排出量、焼却処理量、再生利用率、最終処分量、そして温室効果ガス排出量を数値目標として定めております。

平成24年度の計画と実績についてご説明いたします。

まず、総排出量につきましては、計画が38万5,434トンに対し、実績は38万5,652トンで、218トンの差がありますが、おおむね達成、焼却処理量は計画が26万8,114トンに対し、実績は26万4,640トンで、長期計画上はクリアでございまして、年度目標につきましては、前年度比2,000トンの削減を目指しており、これに対しまして実

績が昨年 5 5 1 トンの削減にとどまり、未達成となっております。

次に、再生利用率ですが、計画 3 3. 3 % に対しまして、実績は 3 1. 5 % で未達成となっております。最終処分量は、計画 2 万 2, 1 9 8 トンに対し、3 万 8 5 6 トンで未達成、温室効果ガスにつきましては、計画 1 1 万 8, 4 8 9 トンに対し、実績が 9 万 8, 6 1 0 トンで達成という結果でございます。

未達成の理由でございますが、雑がみなどの古紙等の資源化量が伸び悩んでいること、消費マインドの改善により焼却処理量の削減ペースが鈍くなってきていること、原発の事故等により焼却灰の再資源化が進まなかったことなどによるものと分析しております。

続きまして、資料 2 の説明に移らせていただきます。資料 2 をお開きください。

平成 2 5 年度に実施する主な取り組みと計画目標について、主な事業をご説明させていただきます。

初めに、計画事業 1、ごみ減量のための「ちばルール」の普及・啓発について。

商店街のちばルールへの加入拡大として、平成 2 4 年度に締結した商店街連合会との協定に基づき、協定店の加入とちばルール事業の展開を呼びかけております。協定店を増やすことだけでなく、商店街ならではの事業展開についても、商店街とともに検討していく予定でございます。

次に、計画事業 3、3 R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化について。

大学横断的組織の立ち上げ支援及び市との協働によるイベントの開催として、これまでの大学や大学生との協力関係を発展させ、市内主要大学の学生によるごみ減量を目指す、(仮称)ちばごみインカレの設立を目指しております。今年度は設立総会の開催までを目標といたしております。

次に、計画事業の 4、生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進について。

生ごみ減量処理機及び肥料化容器の購入費用の助成として、前年度比各 5 0 基増の予算措置をいたしております。また、段ボールコンポスト製作講習会として、平成 2 4 年度、ごみ減量再資源化講習会において 5 回の段ボールコンポスト製作講座を開催したところ、大変好評だったことから、平成 2 5 年度は 1 5 回に拡大して実施しております。さらに、生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実として、小学生を対象とした「生ごみリサイクル教室」へアドバイザーを派遣しております。具体的には、給食残渣を生ごみ減量処理機により堆肥化を行い、学校の花壇等に活用するもので、機器の組み立てや生ごみの投入、できた堆肥の観察などを行うものでございます。

次に、計画事業 6、料金の見直しによるごみの排出抑制について。

家庭ごみ手数料徴収制度の実施として、来年 2 月から新たなごみ袋をご使用いただく新制度がスタートいたします。同制度の周知・啓発に向け説明会等を実施しておりますが、詳細につきましては、議事 3 においてご説明いたします。

次に、計画事業の 7、ごみ出し支援サービスの実施について。

自ら家庭ごみをごみステーションへ出すことが困難な高齢者、障害者世帯のごみ出しを行う団体向けの活動支援補助を行う補助制度を来年 2 月から運用いたします。こちらにつきましても、詳しくは議事 3 でご説明させていただきます。

次に、計画事業の 8、環境美化の推進・不法投棄の防止でございます。

監視カメラ等の貸与及び不適正排出ごみに対する指導の強化につきましては、同様に議事 3 でご説明をさせていただく予定でございます。

また、ごみステーションの美化活動等に関する表彰制度の拡充といたしまして、平成 25 年度は 8 団体、個人 10 名を 10 月 19 日に表彰したところであり、表彰数は昨年 16 件から 18 件に拡大したところでございます。

次に、同じページの右側の、計画事業の 10、市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援について。

廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用といたしまして、本年度、推進員をサポートする不法投棄監視員を委嘱する制度を創設いたしました。併せて、ごみステーションの美化を進めるためのガイドラインを策定し、運用を開始しております。このガイドラインは、廃棄物適正化推進員等が分別不徹底などのルール違反に対し、啓発・注意する場合の手順などをマニュアル化したものであり、地域からの要望を受けて市が作成したものでございます。

次に、計画事業の 13、多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進について。

回収量の拡充及び回収活動の促進のための新たな啓発活動を実施として、本年 11 月下旬から「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」、これはこれまでのごみ出し一覧表にかわるもので、イラストを多く使い、わかりやすく解説したもので今後、全戸配布などを予定しております。

次に、計画事業の 17、さらなる資源化品目の検討・推進施策について。

使用済小型電子機器等の回収の実施として、デジタルカメラなど 21 品目について、来年 2

月から市役所、区役所、環境事業所等12カ所において拠点回収を実施いたします。

次に、裏面にお進みください。

計画事業20、収集運搬体制の合理化について。

粗大ごみの収集運搬業務の委託化の実施として、昨年度実施いたしました中央区、美浜区のほか、花見川区、稲毛区についても民間事業者へ収集運搬業務の委託をいたします。

次に、計画事業22、焼却残渣の再生利用の推進について。

民間活用による焼却灰の再資源化の推進として、民間の熔融施設を活用して、焼却灰及び粗大ごみ、不燃ごみの破碎残渣の熔融処理による再資源化を進めます。

次に、計画事業24、最終処分場の適正管理について。

最終処分場における長期責任型運営維持管理の実施として、新内陸、東部、下田、中田の各最終処分場、蘇我地区廃棄物埋立処分場の5施設を対象として、本年度から10年間の維持管理を行うこととしたところでございます。

次に、計画事業25、安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進について。

新たな処理施設体制の構築に向けた検討を行うこととし、本年度、一般廃棄物処理施設整備計画策定調査業務を委託により実施をしているところでございます。今後、年度内を目途に、北清掃工場代替施設整備を含めた長期の施設整備計画を取りまとめる予定でございます。

次に、同じページの右側、千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における目標値の表をご覧ください。

これは平成24年度までのそれぞれの実績と、平成25年度の計画値などを示したものでございます。また、その下の参考のところをご覧くださいとわかりますが、焼却ごみ量は年度ごとの目標値を別に設定しております。焼却ごみ量は、平成25年度対前年比1,500トンの削減を目指しているところでございます。平成24年度の実績と比較しつつ、これらの目標を考えますと、再生利用率の向上、そして最終処分量の削減に力を入れていく必要があります、関連施策の充実強化を進めてまいります予定でございます。

議事2に関連した資料説明については、以上でございます。

【村尾会長】 それでは、審議に入りたいと存じます。

ただいまの説明に対して、ご質問等がございますでしょうか。どうぞ遠慮なく、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

福永委員、お願いいたします。

【福永委員】 私は今の説明について、有料化というか、料金見直しについては反対です。排出抑制などの議題は全て賛成なんですけど、全体で減らすとなると、今までも言ったと思うんですが、事業系のごみをどうするかという問題があって、全体でそれを考えないと、ここだけで減るとはとても考えられないと思うわけですね。

今度、イオンの旗艦店ができますが、どうするのか。市内でもアパホテルでも自社処理をやっているわけです。こういうところを市民に明らかにしないと、市民だけに減量といっても、うまく進まないということがあるんじゃないかと思うのです。そこについてどういうふうにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

ごみの有料化についてはまた後で述べさせていただきますが、まずはそのところについて、ごみはやっぱり全体として考えないと、いわゆる事業計画については、これはもう行政じゃなくて事業者がやるのが本来の姿なんですから、そこをどういうふうを考えるかについて視点が明らかでないので、説明していただきたい。

【村尾会長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【資源循環部長】 事業系ごみの削減についてのご質問とご意見をいただきました。

確かにごみの削減については、家庭系だけでなく事業系についても徹底した削減をこれから進めていく必要があると私どもも考えております。大規模事業所につきましては、減量計画書を毎年度提出していただき、立ち入り調査を実施し、効果的なごみ削減につきまして、立ち入り調査の際に、職員から徹底した指導をさせていただいております。これを強力に進めるということが1点。

もう一つは、今年度の事業として、事業所に立ち入り調査をさせていただいたとき、中小を含めた事業所に提供する、雑がみ分別ボックスを今年度作成いたしました。これは昨年まで、立ち入り調査を職員がした際に、雑がみなどの分別が不徹底な事業所が散見されたことから、それを各事業所にある段ボール等を活用いたしまして、その場で雑がみボックスを作って、その日以降、古紙を分別徹底していただく事業を開始したところ、非常に効果的だったことから、今年度は専用の雑がみ分別ボックス、専用のものを作成いたしまして、立ち入り調査の際に事業所に配布をさせていただいております。

また、古紙と同様に生ごみ対策も非常に重要でございますので、生ごみの大量排出事業者については個別に働きかけをさせていただき、食品リサイクルルートにできる限り流すよう、強力に指導させていただきたいと思っており、事業系ごみの特に紙ごみ、生ごみについて集中的に対応をさせていただき予定でございます。

以上でございます。

【村尾会長】 福永委員。

【福永委員】 そのことは理解いたしますが、例えば横浜市は減量を実施しておりまして、事業系の中に紙が入っていたら受けとらない、返しています。そのぐらい強力な指導をすることによって、横浜市は相当ごみを減らしたわけですね。そのことを学ばないといけないと思いますし、今、私も言ってきましたが、廃プラはいずれやるということですが、前倒しして取り組む問題です。本来はこれは排出者責任、製造者責任でやるべきことなんですね。そういうことをきちんと国に言うとか、主張しないとイケません。

そういう点でいうと、私は、廃プラはちょっと前倒しでやることも含めて、事業系の問題については抜本的に先進都市に学んで、ごみは減らさなきゃいけないわけですから、そういう点についてはぜひ強く求めていただきたいことを申し上げておきます。

【村尾会長】 要望ということでよろしいですか。

【福永委員】 まあいいです、時間の関係があるそうですから。

【村尾会長】 ほかにご質問等ございますでしょうか。

飯田委員。

【飯田委員】 資料2の17番の、使用済小型電子機器等の回収の実施ということで、来年2月から回収品目が21品目となっておりますけれども、初年度の大体の回収予想量、それとこの小型電子機器につきましては90品目以上あるんですが、将来的には90品目以上に広げる予定というのはあるんでしょうか。

【村尾会長】 それでは、事務局、お願いいたします。

廃棄物対策課長。

【廃棄物対策課長】 まず、年間の収集量ですが、拠点12カ所で、4トンと推計しております。あと、21品目以外についてですが、現在のところ、我々、特定品目の中から21品目を中心に資源収集を考えております。拡充については今のところ考えておりません。

以上でございます。

【村尾会長】 飯田委員、よろしいですか。

ほかにご質問等ありましたら。

川合委員。

【川合委員】 お疲れさまです。

資料2の裏面の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における目標値というところなんで

すけれども、今回、平成25年度計画値としては26万7,578トン、実績値と計画値だけを見ると若干増えている、3,000トン近く増えているということなんですけれども、実質、平成25年度の想定される累計のごみの焼却処理量というのはどれぐらいになるのか、わかれば教えてください。

【村尾会長】 事務局、お願いいたします。

廃棄物対策課長。

【廃棄物対策課長】 焼却ごみ量の今年度推計量ということですが、今年度、資料の後ろに書いてあるように、1,462トン削減されております。月別で見ますと、4月については、昨年度同月で700トンプラスになっております。そして、5月は逆に前年度比の同月で1,200トンマイナス、6月が同じように約1,100トンマイナス、それから7月を見ますと、逆にプラス300トン、それから8月がマイナス500トン、それから9月もプラス150トンというように、上下しながら少し下がっている状況です。ここ数年を見ますと、大分削減幅は落ちてきていますので、推計ですが、1,500トンの目標が達成できればいいのではないかと考えております。

よろしいでしょうか。

【村尾会長】 川合委員。

【川合委員】 そうしますと、昨年よりも1,500トンぐらい少ない量を想定されているということでよろしいですか。ありがとうございます。

【村尾会長】 ほかに。岩根委員。

【岩根委員】 どうもありがとうございます。今年初めて参加させていただきます。

資料を見てみますと、平成18年ぐらいから相当量のごみを減量をされているんですが、今年も削減量としては1,500トン目標ということなんです、これは事業者用と一般家庭用とのトータルの数字なんですか。その内訳がわかれば、それぞれどのくらい減っているのか、どちらが削減量が少ないのか、その辺を教えてください。

【村尾会長】 それでは、事務局、部長お願いいたします。

【資源循環部長】 目標と実績ということを……

【岩根委員】 いや、実績でお願いします。

【資源循環部長】 実績のほうですか。まず、全体で1,462トンの削減の内訳といたしまして、今のところ家庭系が1,179トンの削減、そして事業系が283トンの削減ということでございます。

以上でございます。

【岩根委員】 これまでトータルすると相当量減っていると思うんですが、その辺の経緯を簡単にお願いします。

【資源循環部長】 わかりました。

ごみの削減が非常に進んできていることは、この実績のところからおわかりいただけると思いますが、特に一番大きいのは、これはごみの組成を見ていただいたとおり資源化できるものの削減が進んできております。これは平成19年度以降、特に家庭系ごみについては雑紙の回収ということで、強力に押し進めてきたところでございます。

それ以前ですと、集団回収中心のものでございましたけれども、集団回収は大切にしつつも、それに参加できない方もいらっしゃるということで、ごみステーションにおける分別収集を開始したことで、全体の古紙の回収量が上がってきたこと、分別徹底をすることで、かなり住民の方も意識してライフスタイルを変えていくということで、発生抑制の行動パターンにもなりつつあるというところがあると思います。

事業系ごみについても、やはり古紙の回収量をはじめ、資源物の量も大幅に伸びてきております。やはり全市としての取り組みということで、一般住民の方を併せて、事業所の方にもかなり浸透してきたと分析いたしております。

以上でございます。

【岩根委員】 どうもありがとうございました。

【村尾会長】 ただいまの説明で、岩根委員、よろしいですか。

ほかにご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、ほかに質問、ご意見等がないようですので、議題（2）を終了させていただきます。

それでは、次に議題（3）、来年2月1日から導入されます家庭ごみ手数料徴収制度について、アの制度の概要について、イの併せて実施する施策及び周知・啓発活動の実施状況について、ウの新指定袋の紹介について、事務局から説明をお願いいたします。

資源循環部長、お願いします。

【資源循環部長】 それでは、議事（3）につきましてご説明申し上げます。

初めに、資料3の、家庭ごみ手数料徴収制度のパンフレットをご覧ください。このリーフレットの説明に入る前に、制度の導入に至るこれまでの経緯を簡単にご説明いたします。

昨年、市長対話会や環境局職員による市民との意見交換会を開催し、さらに、当審議会へ、

家庭ごみ手数料徴収制度について諮問、そして本年1月に答申をいただいたところでございます。その後、3月に市議会におきまして、家庭ごみ手数料徴収制度の導入に係る条例改正案につきまして議決をいただきまして、本制度の導入が決定されたところでございます。

それでは、リーフレットを用いて、ご説明をしたいと思います。

このリーフレットは市民向けの制度の説明会や町内自治会等を通じまして、市民の皆様方に配布をさせていただいているパンフレットでございます。ページ数はそれぞれのページの下に番号で振ってございます。

まず、開きまして、1ページをご覧ください。

初めに、千葉市のごみの現状でございます。千葉市では、年間の焼却ごみ量を2つの清掃工場で処理できる年間25万4,000トンまで削減することを目標として、平成19年度から「焼却ごみ1/3削減」を目指して、ごみの減量やリサイクルに取り組んでおります。千葉市には、ご承知のとおり、3つの清掃工場があり、最も古い北谷津清掃工場は昭和53年稼働と老朽化をしており、最終処分場については市内に1カ所しかございません。削減目標を達成すれば清掃工場の建てかえが不要になり、新たにつくるのが難しい最終処分場を長持ちさせることができます。

1ページ下のグラフをごらんください。棒グラフは年間の焼却ごみ量の実績でございます。平成19年度からごみ減量のための説明会など、さまざまな取り組みを実施した結果、平成24年度は約26万5,000トンまで削減されましたが、平成23年度からは削減ペースが大幅に落ちており、このままでは目標達成が難しい状況にございました。

次に、2ページのほうにお進みください。

2ページの左上、家庭系可燃ごみの内訳の円グラフですが、これは市内36カ所から採取した家庭系の可燃ごみの組成であります。生ごみが全体の43.6%と最も多く、次いで、紙類が合計で25.3%、資源化できる紙類は10.5%が可燃ごみに混入している状況にございます。

そこで、ごみ削減の施策の一つとして、またごみ処理費用を公平に負担していただくことを目的に、家庭ごみ手数料徴収制度を導入し、さらなる分別徹底、排出抑制等により、ごみ削減を目指すこととしたところでございます。

3ページにお進みください。

ここからが家庭ごみ手数料徴収制度の具体的な仕組みについてのご説明でございます。本制度は、ごみを出す量に応じて手数料を負担していただく仕組みであり、ごみ処理費用の一部が

含まれた指定袋を購入することで、手数料をお納めいただくものでございます。対象は可燃ごみ、不燃ごみであり、資源物や有害ごみは対象外となります。

新しい袋の価格でございますが、可燃ごみはサイズが4種類あり、45リットルは1枚36円、30リットル24円、20リットル16円、10リットル8円、不燃ごみが2種類あり、20リットル16円、10リットルが8円でございます。

例外的なごみの出し方でございますが、木の枝は所定の大きさにして、ひもで束ね、刈り草・葉は、市販またはお手持ちの透明な袋に入れて、可燃ごみの日に排出することができます。また、不燃ごみにつきましては、不燃用のごみ袋に入りきれないものは粗大ごみとなりますが、例外の7品目、ここに書いてあります一升炊きまでの炊飯器などは、今後、制度運用後、不燃のごみ袋を結びつけるかテープなどで張りつけ、不燃ごみとして排出できます。

次に、「注意」と書いてあるところから下でございます。来年2月1日から指定袋が変わるため、それ以降、旧指定袋は使用できなくなりますので、現在、皆様方に計画的なご利用をお願いしております。また、使い切れなかった旧指定袋につきましては、来年1月4日から7月末まで交換することができます。交換比率は、旧袋10枚に対して、新しい袋、これは可燃の特大的袋になりますが、1枚とし、上限は旧袋300枚、交換する袋は可燃、不燃の種類や大きさが異なっても、あるいは外袋が開封されていても、未使用であれば交換することができます。交換場所につきましては、ここに記載したとおり、区役所、公民館でございます。曜日あるいは時間が若干異なっております。なお、ここで交換させていただきました旧指定袋につきましては、避難所への備蓄、清掃ボランティア活動用袋としての活用などに有効活用させていただきます。

次に、4ページをごらんください。

紙おむつ等を使用する世帯への支援制度でございます。基準日であります来年2月1日時点で、3歳未満の乳幼児のいる世帯につきましては、可燃ごみ袋20リットルを最大220枚、来年1月から配布をいたします。11月末時点で住民登録されている方に引換券を送付させていただきます。その後、出生された方や転入された方につきましては、それぞれその時点でご案内をさせていただきます。

また、高齢者・障害者の方でおむつ給付事業によりおむつを受給している方及び排泄管理支援用具費を受給されている方には、可燃ごみ袋20リットルを年100枚、宅配でお届けをいたします。高齢者の方あるいは障害者の方については、外出ができなくなっている方がいらっ

しゃるということで、こちらについては宅配とさせていただきます。

なお、このパンフレットの一番右側にあります、在宅で腹膜透析をされている方も支援対象となりますが、市が情報を保有しておりませんので、申請が必要となります。

次に、中段のボランティア活動についての支援につきましては、ボランティア活動を実践されております団体、個人の方に対しまして、ごみ袋、軍手、ほうきなどの清掃用具を支援をさせていただきます。

次に、手数料の収入と使い道についてでございますが、手数料はリサイクル等推進基金に繰り入れ、制度運用のための費用や、あわせて実施する施策等に活用いたします。具体的には、指定袋の製造・委託費など、制度運用のための費用、不法投棄等対策、ごみステーション管理支援、ごみ出し支援事業など、あわせて実施する施策に充当いたします。

次に、5ページをごらんください。

こちらは、家庭ごみ手数料徴収制度とあわせて実施し、サービス向上のための施策を行うもののご紹介でございます。

まず、不法投棄・不適正排出対策でございますが、本年6月から不法投棄等が懸念されるごみステーションを対象に、町内自治会へ監視カメラ等を貸与するとともに、ステーション看板・不法投棄防止看板を希望者に配布しております。また、監視パトロールについては、環境事業所と町内自治会、廃棄物適正化推進員が連携したパトロールのほか、委託業者による深夜・早朝にかけて365日毎日の監視パトロールを実施いたしております。さらに、不適正排出ごみに対する調査指導を強化しているほか、廃棄物適正化推進員をサポートする不法投棄監視員制度を設けたところでございます。

次に、同じページの右上、資源物・不燃ごみの祝日収集について。来年2月1日から資源物・不燃ごみ及び有害ごみの祝日収集を、これは年末年始以外ですけれども、実施をいたしまして、暦どおりの収集ということになります。

次に、ごみステーション管理支援について。ごみステーションの美化やごみの分別徹底など、ステーション管理のための補助金を交付する制度をこのたび創設いたしました。町内自治会を対象とし、ステーション管理に必要なコンテナの購入・修繕、看板設置、防鳥ネットの購入、資源物保管庫の購入・修繕、花壇設置に対し補助金を交付させていただきます。補助金額は、補助率75%、上限5万円で、1団体1回限りとなります。

次に、6ページに移っていただきまして、ごみ出し支援事業でございます。

千葉市でも高齢化がかなり進んでおりまして、自ら家庭ごみをごみステーションに出すこと

が困難な方が増えつつあります。このため、高齢者・障害者世帯のごみ出しを行う団体に対し、活動を支援するための補助金を交付するものでございます。

具体的には、町内自治会等が支援を必要とする方のご自宅前から資源物やごみを収集し、地域のごみステーションへ排出するとともに、ご希望になられる方については回収時に声をかけをするという活動でございます。補助金は、団体事業開始補助として1万円、運営補助金として1世帯当たり月1,000円を交付させていただきます。ごみ出し支援の補助金対象になる方は、こちらのリーフレットの表に書いてある方たちが対象になりますが、これ以外でも実施団体によりましては支援できる場合もございます。

次に、このページの下側、使用済み小型家電の拠点回収についてご説明いたします。

本年4月に、小型家電リサイクル法が施行されたところであり、本市でも不燃ごみの減量やリサイクルの推進を図るため、来年2月から使用済み小型家電の拠点回収を実施することといたしました。回収品目は、デジタルカメラ、電子辞書、ゲーム機などで、区役所などに設置する専用ボックスに入れていただきます。品目や回収場所の詳細は、後ほどご説明させていただきます。

なお、回収されたものはリサイクル事業者、これは国が事業計画を認定したいわゆる認定事業者という表現になりますが、こちらに引渡し、その後、精錬原料として金属精錬事業者に送られ金属資源となり、メーカーがそれを原材料として活用し、再び製品がつくられる、それをまた消費者の方が購入していただくということで、循環の輪をつくると、こういったものでございます。

次に、裏表紙のほうにお進みください。

こちらはごみの削減に向けまして、さらなるご協力をいただくため、特に雑紙分別と生ごみの減量につきまして、呼びかけをさせていただいております。この内容につきましては、時間の関係で割愛させていただきますが、住民説明会のときはこの雑紙の分別、生ごみの減量につきまして、なるべく細かく説明をさせていただいております。

次に、資料4にお進みください。

資料4は、併せて実施する施策及び周知・啓発活動の実施状況について、現在の状況を取りまとめたものでございます。

まず、1として、併せて実施する施策の実施状況ということで、先ほどご説明いたしました不法投棄等の対策で、監視カメラ等の貸与の状況でございます。6月から貸与等の事業を開始させていただきまして、現在、町内自治会に監視カメラ9台、センサーライト1台を貸与させ

ていただいております。

不法投棄等防止監視パトロールにつきましては、委託業者による監視パトロールを状況が悪い150ステーションで実施しております。その結果、87ステーションで排出状況の改善が見られております。この対象ステーションにつきましてはおおむね3カ月ごとに見直しをさせていただきまして、全市の不法投棄の状況を改善させていくことをめざしております。

次に、不法投棄の監視員についてでございます。本年6月から募集をさせていただき、9月末現在で、35団体から65人の推薦を受け、委嘱をさせていただき、それぞれの地域でご活躍をいただいております。

次に、(5)の使用済み小型家電の拠点回収についてでございます。先ほど来、21品目と申し上げておりますが、こちらが品目のリストでございます。拠点回収でありますので、国のガイドラインで示されております品目の中で、投入箱に入りそうなものということで、比較的小型のものを選んだということと、個人情報の関係がありまして、携帯電話、PHS、そしてパソコンのリサイクルは別の法律によりましてリサイクルが進められておるともありますので、これらは品目に入れておりません。

回収場所につきましては、市役所か区役所、そして3カ所の環境事業所、新浜リサイクルセンター、土気あすみが丘プラザの合計12カ所でございます。また、この小型家電という概念を皆様方に理解していただくためもあり、現在、各区で開催されております区民祭りの会場におきましてイベント回収と、PR事業を開催いたしております。

次に、右側にまいりまして、周知・啓発活動の実施状況でございます。

説明会の開催につきましては、個別の町内自治会、マンションの管理組合に対する説明会、9月末現在で427件お申し込みいただきまして、開催済みが222回、延べ参加人員は7,700人ございました。また、中学校区ごとの説明会を9月から実施しており、55回予定のうち、9月末までに23回、802人の方にご参加をいただきました。このほか、説明会関係では、来年の1月に、これまでの説明会にご参加できなかった方向けに、直前説明会を各区で実施を予定いたしております。

あわせて、外国人向けの説明会ということで、これまで外国人市民懇談会や市営住宅の新規入居者の説明会、日本語学校等におきまして、手数料徴収制度の概要のほか、ごみの分別方法につきまして説明をさせていただいているところです。

次に、裏側にお進みいただきまして、(2)といたしまして、市民向けパンフレットの配布、配架の状況、配布方法などを記載いたしました。そして、啓発用ポスターの掲出のほか、公用

車に家庭ごみ手数料徴収制度スタートのPRステッカーを張るなど、PRをさせていただいております。

少し飛びまして、(8)幕張新都心の空気輸送地区における対応でございます。これは、廃棄物空気輸送システム地区につきましても全市同様、新しい指定袋をお使いいただきまして、手数料をお納めいただくということで、改めまして指定袋使用に向けたマナーキャンペーンを実施したほか、賃貸マンションにパンフレットのポスティングや全マンションにこのルールを啓発するポスターの掲出などを実施いたしております。今後、さらに啓発の目的とした巡回パトロールを12月から実施する予定でございます。

次に、右側の、(9)についてでございます。「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」、きょう皆様方にお配りいたしましたお試し用の新しい指定袋、そして指定袋の取り扱い店店舗一覧表、これら3点を一つにまとめまして、本年11月25日から12月中旬にかけて、全世帯にポスティングにより配布をさせていただく予定でございます。

次に(10)、専用コールセンターの設置でございます。市民の皆様方からはさまざまな疑問やお問い合わせが多数あるかと思っております。専用のコールセンターを設けまして、的確に対応させていただく予定でございます。

このほか、(11)街頭キャンペーンとして、来年1月、JRの主要駅でキャンペーンを行うとともに、(12)早朝啓発をいたしまして、2月の実施当初、1週間の間ですが、町内自治会や廃棄物適正化推進員の方々と連携いたしまして、その地域にあるごみステーションで、指定袋制度への理解を深めるための早朝啓発を実施させていただく予定でございます。

次に、資料5でございます。新指定袋の紹介でございます。

本日、市民配布用の現物をお配りさせていただいておりますが、デザインをお見せしたいということで、パネルをご用意させていただいております。現在の指定袋との違いが一目でわかるように、色やデザインを一新をさせていただきました。これは、住民説明会の中でも現行の指定袋、現行の指定袋は可燃系ですと、このような乳白色の袋にブルーの印刷、そして不燃の袋については透明な袋に黒い印刷が現行の袋でございます。制度が新しく変わったときに使う新しい袋については、明確にどこかでの違いがわかるようにというご要望もいただいております、斬新な色そしてデザインということで、仕様を定めました。

ここにデザインロゴとして、ローマ字で「ARIGATOU」という言葉をこのデザインの中心に据えさせていただいております。資料5の中段のほうにありますけれども、こちらはごみの分別排出に関心の少ない若年層や外国人にどのように訴えかけるかを念頭に置いて、町内

自治会や廃棄物適正化推進員の方々、市内大学の大学生の方々にご協力をいただきアイデアなどをいただきました。その中から出てきたデザインでございます。新しい袋の「ARIGATOU」という意味でございますが、ごみの分別徹底に努力されている方々への感謝、ごみとなったものへのこれまでの感謝、町内自治会や廃棄物適正化推進員などごみの管理に貢献されている方々への感謝、ごみ処理施設が立地している地域の皆さんへの感謝の気持ちを込めておりまして、先ほど申し上げましたような関心の少ない若年層、外国人の方にもごみについて改めて考えていただくきっかけとなるよう、このようなデザインとさせていただきました。

なお、ごみ袋の厚さでございますけれども、旧来のものと比べて厚みを増しております。これは、有料化に伴いまして詰め込みが発生するということがわかっておりますので、これに耐えられるようにということで、厚くさせていただいております。

指定袋の販売につきましては、現在も指定袋の取扱店さんを募集させていただいております。おおむね600店舗を見込んでおります。販売開始につきましては、平成26年1月4日から販売を予定しており、今後、キャンペーンなども実施しながら、新しいごみ袋につきまして皆さんにご理解いただけるようにPRをしっかりやっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【村尾会長】 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございますでしょうか。

宋倉委員。

【宋倉委員】 宋倉です。

啓発活動の状況について今、細かく説明していただきましたんですが、いろいろこの資料を見ますと、9月末現在での開催状況ということで、非常に件数は多いんですが、なかなか参加人数が多いのか、少ないのかちょっと判断に苦しむところなんですが、実際、この説明会を行って、やはりいろいろな要望・意見だとか何かが出てきていると思うんですが、一番多く出てきた要望だとか、何かそういった問題点がありましたら、ちょっとお聞かせ願いたい。

【村尾会長】 それでは、事務局、お願いいたします。部長、お願いします。

【資源循環部長】 説明会とあわせてパンフレットの配布もかなり行っております。例えば町内自治会の場で説明会をわざわざ開催するまでもなく、自治会はしっかりしているんで自治会の中できちんとアナウンスをするということで、パンフレットを送ってくれというようなところも多くあり、パンフレットの供給は5万部以上を送付しております。

あと、説明会における意見・要望などについてですが、具体的に今の指定袋が変わるのかはいつかとか、あるいは先ほどご説明した中で、袋の使い方はどう変わるのかとか、あるいはほど

ここで買えるのかとか、そういった具体的な新しい制度における細かな質問を多くいただいております。

ご要望としては、旧指定袋は交換業務をいたしますけれども、全てを交換することができなくて、少量余ってしまうが、有効活用の方法を考えて欲しいとの要望がありました。こういったものも反映させていただきまして、リーフレットの中では触れてございませんでしたが、通常、古紙・布類の布については、透明なビニール袋に入れて排出していただくということにさせていただいておりますが、来年7月末までの特例ということで、手近に余っております端数の旧袋の可燃袋、不燃袋をご活用して排出できることにさせていただきまして、それについてアナウンスをさせていただいております。

あとは、不法投棄対策ということで説明をさせていただいておりますが、地域の方々のご心配、結構懸念がございます。不法投棄対策や指定袋が使われないなどの不適正排出対策についてしっかり市としても取り組んでいただくよう、ご要望などをいただいているところが主なところでございます。

以上でございます。

【宍倉委員】 ありがとうございます。

【村尾会長】 よろしいでしょうか。ほかにご質問等。福永委員。

【福永委員】 このパンフレットの資料3のところ、2ページのところです。2ページの上から、そうは言ってもこのままじゃ減らないなというので、家庭ごみの手数料徴収制度導入というふうに書いてあるんですね。その下に「ごみを減量すればするほど負担が減るしくみ」と書いてあるんですが、この根拠ですね、有料化すれば減るかということについて、これは今までも議論しましたけれども、もう一度ここについて説明していただきたい。

それから、その下の「全国でもすでに6割以上の自治体が行っていて、実際にごみが減っているんだ」というんですが、これは6割の自治体は確かに有料化しているんですが、排出量は4割しかないんですよ。なぜかという、横浜、名古屋、広島、大都市はやっていないですから、小さな都市はかなり負担をしているわけですね。そういう意味でいうと、徹底してごみの減量を有料化していないところはかなり頑張っているわけです。それは次のページに書いてある、小さな字なんです、政令市では20市中8市、千葉市がなると9市になりますが、これも過半数行っていないんですよ。

ここを見ますと、そこに、私は、ごみの減量をすればするほど負担が減る仕組みというので、この文言はこれは環境省が多分つくったんじゃないかと思うんですが、このロゴをずっと使っ

て、皆さん、そうだなと思わせるんですが、負担は減らないんじゃないかなと思うんですが、これについてちょっと見解を伺っておきたいと思います。

それと、それから6割以上の自治体が行っていることはそうです。しかし、ごみの全体は4割しか有料化されていないということも事実だと思うので、その辺確認したいと思います。

【村尾会長】 それでは、事務局、資源循環部長。

【資源循環部長】 ごみを減量すればするほど負担が減る仕組みというのは、わかりづらいかもかもしれませんが、このイラストにあります男性、「ごみの分別はめんどうだなあ」ということで2袋を持っております。例えば、30リットルの袋を2つ使っているとすればでございますけれども、この方が今回の家庭ごみ手数料徴収制度の趣旨をよくご理解いただいて、雑がみの分別や生ごみの削減、これに取り組んで、仮にごみを一定量減らすということになり、このイラストでいけば、袋が1つにまとまったということで、通常であれば、努力をしなければ30リットルの袋を2つ買わなければいけないところ、ところがごみを減らす努力をしたことによって、袋を1枚買えば対応できるようになったということで、排出量を努力して減らせば、その方が実際に負担すべき収集手数料が減るということで、いわゆる経済的インセンティブというところをあらわそうということでお示しをさせていただいております。

あと、全国でも6割以上の自治体が行っているということで、ご指摘いただいたように、小さいところの自治体も結構多いわけで、大都市はおっしゃっていただいたように、千葉市入れて9ということになります。

ただし、ごみの削減というのはやはりその自治体によって若干違っておるものの、導入した自治体においてはおおむね5%から20%ぐらいの削減効果が得られているという統計的なデータもあります。そういう意味で私どもとして、やはり次の世代にいい環境を引き継ぐためにも、家庭ごみ手数料徴収制度は減量施策の一つとして導入すべきだということで、市議会にもご理解をいただきまして導入させていただくところでございます。

以上でございます。

【村尾会長】 福永委員。

【福永委員】 1番で2のところなんです、さっき部長から説明がありましたが、別にゴミ袋はそのままでというわけじゃなくて、本当はゴミを減らせば、いわゆる最終処分場も清掃工場もつくらなくて済むわけです。その経済効果のほうがよほど大きいのですが、問題は、ゴミ袋が減ればそれが減る仕組みと、ちょっとそれは書き過ぎじゃないかなと思うんです。

それから、ローカル自治体と、これはやむを得ずやっているところもあるんですが、ごみの

全体の全国の排出量というのは、ごみは6割がいわゆる有料化じゃなくて処理をしているという事は、これはお認めになりますよね。これは別に統計というのが出ているわけです。それはご存じですよね。

【資源循環部長】 ほぼそういう割合……

【福永委員】 そうなんですよ。そうなっているわけ。それ、実態をやっぱり書かないといけないなど。

それから、私も、合言葉、一番下の、「取組むごみ削減・一歩先へ」、分別を徹底して、ごみをもっと分別をすればいいんじゃないかと思うんですけども、このことは今までさんざん議論したので、また言いますと、ほかの委員さんからまた何を言うかと言われますので、やめますが、ただ、私はやっぱり本当に千葉市がごみを減らそうということで書いてあるとはとても思えないということを意見として言わせていただきたいと思います。

ですから、結果としては、有料化をして減らなかったらどうするかといったら、結局、ごみの袋の値段を上げることになっていくわけです。これは本質問題と違うわけですから。ごみの有料化で一時的に確かに減るんです。しかし、5年ぐらい経過したらリバウンドする、統計で今まで全部出ていますから。そうすると、どうするかというと、市民に分別しましょうなんて言っても通用しなくなります。そうすると袋の値段を上げていくしかない。ごみの有料化はごみの減量の根本問題が違っているわけです、そこは一言言わせていただきたいと思っております。

以上です。

【村尾会長】 ほかにご質問等ございましたら。向後委員。

【向後委員】 手短にお聞きしますけれども、2ページ、今、福永委員が言っていた場所なんですけどね。「残り11,000トンまでラストスパート」というふうに書いてありますけれども、上の家庭系の可燃ごみの内訳を見ると、資源化できる紙類というのが10.5%あって、これ全部が25万4,000トンの中のとあと1万1,000トンという中で、全てが家庭系のごみということでないでしょうから、大体どれぐらいの、行政としては、この10.5%をどの程度減らすことによって、この1万1,000トンのどれぐらいが目標値として設定できそうなのか。要するに、雑紙だとか、そういうものが可燃ごみの中に入っちゃっているよということじゃないかと思うんですけどね。ここはやっぱり住民も努力しなきゃいけないし、行政側としても広報していかなきゃならない部分だと思いますので、その辺についてちょっと目論みをお聞きしたいと思います。

【村尾会長】 それでは、事務局、お願いいたします。資源循環部長。

【資源循環部長】 この家庭ごみ手数料徴収制度による削減効果で私ども見積もっておりますのは、家庭系ごみの焼却量、約18万トンのうちの10%を目標としております。つまり、1万8,000トンを目指させていただいております。ただ、これは資源化して減らす分と、そして排出抑制で減らしていく分が中に入っております。資源化できる紙類10.5%でありますので、これが全部資源化できれば目標はクリアできるわけですが、ただ、96万市民全ての方々が100%ご協力できるかという、間違える方もいらっしゃるし、なかなかご理解をいただけない方がいらっしゃるかなというふうに思っております。

今、焼却されている古紙からの資源化量を数値化しておりませんが、古紙等の資源化による量と、それから個々のご家庭での生ごみの排出抑制を含めて1万8,000トンを目指しております。

以上でございます。

【村尾会長】 向後委員。

【向後委員】 今のお話で大体わかりました。なかなか予測つけられない部分があると思えますけれども、ぜひここをきちんと市民の方たちにも理解していただくということは大事なと思えます。まだまだわからなくて捨てている人が多いと思えますので。

それから、あと、不法投棄というか、旧来のごみ袋で2月1日以降捨てた場合は、持っていきませんよということだと思えますけれども、そのままにしておくと、当然、カラスにやられたりだとか、生ごみとか入っていると大変なことになりますので、そういった場合の対応について、ちょっともう一度確認をさせてください。

【村尾会長】 資源循環部長。

【資源循環部長】 所定の袋を使わないなどの不適正排出が起こった場合の対応でございますが、通常の収集では回収をいたしません。その後、その不適正排出が起こった場所から、その対象ごみを運搬いたしまして、個別に調査をし、そして排出者を特定できれば、その方向けに注意を促す文書を送るなり、あるいは個別対応ということで指導をさせていただくということを用意いたしております。

ただ、2万カ所というごみステーションがありますので、なかなか直営、委託の中で全てができるかというところがございます。そういった意味で、実は先ほどご説明させていただきました地域の廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の方々が、美化ガイドラインに基づき、現在でも当該ごみステーションの不適正ごみの調査をこのマニュアルに基づいてやっていただい

いるところがございます。こういった方々たちのご協力もいただきながら、不適正排出ごみの調査、指導を進めてまいりたいと考えています。

ごみが山のようになってしまって地域にご迷惑がかかる、こういったことがないように、私ども万全な対応をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

【村尾会長】 向後委員、よろしいですか。

ほかに。それでは、金子委員。

【金子委員】 パンフレットの2ページの円グラフなんですけど、これは乾燥ベースなんですか、それとも湿った状態でのベースなのか。さらに、重さなのか、体積なのかというのがちょっとわかりにくいので、そのあたりを教えてくださいたいんですが。

【村尾会長】 それでは、説明をお願いします。資源循環部長。

【資源循環部長】 この円グラフの組成は、湿ベースで、重量換算でございます。

【村尾会長】 ただいまの説明で、金子委員、よろしいですか。

【金子委員】 はい、わかりました。

【村尾会長】 ほかにご質疑、川合委員。

【川合委員】 まず、2点ほどお伺いしたいんですが、今回、有料化というのは、当然ごみを減量するというのが目的だったということですので、行政のほうの責任として、不法投棄であるとか、ごみを出すことによつての市民の利便性が増し、当然、祝日収集であるとか、ごみ出し支援をやるとか、ごみステーションを美化するというところで、一定の責任というのを果たしているというのは理解できるんですけども、有料化をしてから、市民の皆さんがどれだけごみが減っているのかというのをわからないと、なかなかモチベーションも上がっていきないうですし、そういうところに対する対策というのはどういうものを検討しているのかということと、もう1点は、先ほど店舗の一覧表を配って、おおむね600店舗ぐらいを販売店ということでおっしゃってございましたけれども、正直、イメージがつかないんですが、600店舗というのは、現状として多いのか、少ないのか。

実は市民の皆さんから言われるのが、今現状、実はいろんなところでごみ袋を購入されていると思うんですけども、非常に今のごみ袋はいろんなところに売っていて、また50枚という単位のもので買う方が多いですので、簡単に言うと、1回買えばある程度長く買いに行かなくても済むということなんですけど、今後10枚ずつという形で個別に買うということになると、ごみ袋を買う頻度というのが多くなるというのが現状だと思うんですね。若い世代はそんなに

大きな問題はないと思うんですが、高齢の方たちということになりますと、本当に近くにそういうものが売っていないことという形になると、実際にはそこら辺の不安を述べている方がおられますので、ちょっと600店舗というのは、コンビニ自体、千葉市内に何千店舗あるのかというのもちょっと僕もよく把握はしていないんですけれども、各区に100店舗ぐらいであるとちょっと少ないんじゃないかなという意識がありますので、そこら辺の考察をお聞かせ願えればと思います。

【村尾会長】 それでは、事務局、資源循環部長。

【資源循環部長】 まず、ごみの削減状況をどのように市民の方々にお伝えしていくかということで、おっしゃっていただいたとおり、モチベーションを維持していくということと、常に、あともう少し、もう少しということさらなるごみ削減を盛り立てていくということが必要だと感じております。さまざまなメディアを通じて、例えばフェイスブック、ツイッター、あるいはキャンペーンなどを通じて、情報をお伝えして、その機運を盛り立てていくということにチャレンジしてまいりたいと思います。効果的な手法などあれば、委員の皆様方からもいろいろご教示をいただければありがたいと思っております。

もう1点、指定袋の取扱店の店舗についてですが、おおむね600店舗というのは大どころは大体押さえきったかなというところでごさいます、小規模な店舗の掘り起こしを今やっております。

コンビニはほぼ全部押さえた状況で、ドラッグストア系、チェーン店系のスーパーマーケットなどの大どころを押さえておりますので、なかなか近くにないということは余りないかなという感じではありますけれども、1店舗でも多ければそれだけ市民の方々の利便性が高くなりますので、掘り起こしに十分これからも力を尽くしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【村尾会長】 川合委員。

【川合委員】 ありがとうございます。周知については、一番は本当にごみの削減を「見える化」していただきたい。実は先ほど言ったように、フェイスブックであるとか、電子メディア媒体になりますと、年齢によるいわゆる差も出てきます。また、そういう意味では実は常に僕らも言っているんですけれども、周知の方法というのは、千葉市の場合、市政だよりというのが一番のメインの周知方法になっておりますので、できれば当然、広報課と連携をとっていただいて、一番わかりやすい市政だよりというところの横に、今月のごみ削減量はこのぐらいですよというのが本当にわかるような、非常に市民にとっては負担をしていただいて、大きな行

政の施策でありますので、そういうところは非常にわかりやすく、皆さんに伝わりやすいようなことは本当に検討していただきたいと思います。

あと、ホームページ等もそうなんですけど、ホームページも本当に見に来ないと見れないものですので、市政だより、あとはできれば掲示、どこかに定期的に掲示ができるとか、そういうのをちょっと優先的に、アナログ的な周知方法というのはしっかりと検討していただきたいなと思います。

あと、コンビニエンスストアの全て、販売店のことなんですけれども、あとは逆に市民の方から不便があったときに、どこに、近くにないんだよということが問い合わせができるような窓口、こういうところにはないんだということを検証できるような窓口等も検討していただければと思いますので、実際、逆に言うと小さな商店街の個店が扱えるようなことに関しても、それは業者向けに対しても、置きたいといったときにどのような形で置けるかというのがわかるような形も整えていただければと思います。

これは2つとも意見ですので、何とぞ見えやすく、わかりやすくするように、よろしく願いいたします。

【村尾会長】 ほかにご質問等。亀井委員。

【亀井委員】 1点だけお願いいたします。

今、2月からの手数料徴収制度導入に向けて周知と啓発について本当に頑張っていて、いろんな各種説明会を丁寧にやっただいただいていると思っております。

そういう中で、今、川合委員からもありましたが、やっぱり説明会に来られないとか、またいろんな周知という形が必要で、その中でコールセンターをつくるという効果、あり方とか位置づけですね、何でもこのごみの手数料に関すること全般について、コールセンターで受けつけていくのか、それからこれは職員さんが受けるのか、それとも委託するのかそこら辺のあり方を教えていただければと思います。

【村尾会長】 それでは、お願いします。資源循環部長。

【資源循環部長】 コールセンターは本年11月から設置いたしますが、これは有料化にかかわるものの相談窓口という位置づけになっております。関連する情報をとりまとめ、マニュアル等をつくりまして、委託業者に業務を委託することといたしております。また、ここで解決できないものがあれば、エスカレーションという形で職員が受けるということにさせていただいております。なるべくワンストップが望ましいと思いますので、コールセンターにおいて受けつけられるような形にさせていただきたいと思っております。

【亀井委員】 多分、ここに結構、問い合わせとかあるかと思います。ぜひここで対応いただき、ここが苦情だけを受けるところにならないように、いっぱいそういうのもあるかと思うんですけども、今後、市政だよりとかで周知され、そこら辺、ぜひうまくやっていただければと思っております。

それから、意見ですけれども、やっぱりこのごみの問題に関しては、我々議会もいろいろ議論して、賛成したところでありまして、本当にこれはごみを減らすというために、我々もこれは本当に努力をしなければいけないと思っております。

紙のことで言いますと、きょう、私の地区は雑紙を出す日だったんですが、先週休みでして2週分なんですけど、我が家は28キロ出しました。これは新聞と雑誌なしで28キロということで、本当に雑がみ分別をやればそれぐらい出るということで、今、会派の部屋でも雑がみ分別をやっています。地区でも今有料化のことがありまして、私もそういうことで分別を、地区の集会とかいろいろありますけど、そういう中で割りばしの袋1つからやろうじゃないかということで言いますと、「何だ、議会は賛成したじゃないか」と言われるんです。大変つらいところなんですけども、しかしこれはみんなで考えていくべき問題だということで、今の適正化推進員さん、地区の委員さんとかと、今度、説明会を地区で行っていただきますけれども、そういう中で分別をやろうじゃないかということで、今地区でもそのことを議論しながらやっているところでありまして、これは議会としても協力をして、課題解決に向けて一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

【村尾会長】 それでは、藤原委員、お願いいたします。

【藤原委員】 すみません、意見として一言なんですけれども。

ほかの先行して有料化をやっている自治体さんなんかの例を見ますと、先ほども部長さんがおっしゃったように、ごみの袋をできるだけ小さいほうにぎゅうぎゅう詰めに入れてというのが結構多く見られるんですね。そうすると、焼却施設のほうに入りますと、なかなかそれがうまく燃えないという場合があります。そもそもごみピットで攪拌とかして、いわゆるばらけて焼却炉に入れて燃やすわけなんですけれども、千葉市さんの場合、ストーカ炉ですから段階的になっていまして、そのところでうまく乾燥燃焼みたいな形ができなくて、未燃分が出てきてしまうということも想定できますので、市民の方に啓発していくときには、なるべくそういったぎゅうぎゅう詰めにしないようにというような形で周知していただければいいのかなと思います。なかなかこれは難しいと思うんですけども。

私、全国のを見ていると、結構、ぎゅうぎゅう詰めになっていまして、10リットルぐらいの袋に、本来20リットルの袋に入るぐらいのものをぎゅうぎゅうに詰められると、もう固い玉みたいになっちゃっている場合があるんですね。そうすると、なかなか、ストーカの中で転がっちゃうみたいなきもあまして、そういう意味で、せっかく今順調に燃えているごみがなかなか燃えなくなってしまうということもあると思いますので、その辺は周知していただければいいんじゃないかと思います。

意見として申し上げます。

【村尾会長】 ほか、金子委員。

【金子委員】 2点、1点質問と、1点要望なんですけど、まず要望のほうからです。

先ほど川合委員がおっしゃったんですが、情報提供をアナログももっと強化するというか、充実させるというようなことをおっしゃいましたが、一方で、若者、単身世代ですね、集合住宅と賃貸に住んでいる者からすると、アナログなものよりもデジタルの情報に頼ると、頼る技術もあると思いますし、逆にコールセンターができたとしても、平日、仕事になかなか電話をするという、そこまで意識の高い人を探すよりは、夜中でもインターネットで検索ができる、説明会に出られないけれども、例えばユーチューブに説明会の動画が載るとか、一方では若者ですね、やはりマナーがなかなか醸成できないというのは若者にもかなり問題があると思いますので、そのあたりの対策をもう少しデジタルを中心にチャンネルを設けていただけたらいいかなと、私もそういううちの一人なので。

できるだけ適正に排出したいと思いつつ、かゆいところに手が届かないときどうしようというように思っていますので、ホームページであれば、随時、情報を蓄積、加筆・追加していけると思っていますよね。ガイドブックという冊子にしていると、その時点で一旦、情報を蓄積した段階のものを出すと、それを全戸に配るとしても、結構なコストがかかります。最新の動向とか、新しい市民が困っているような情報に基づいて、こうしたらいいですよというような解決をした場合に、そういうのをホームページにQ&Aみたいな形でどんどん載せていって、それがたまれば、またガイドブックのほうに反映させるというような形でやっていけば、周知して便利だなと思えば、高齢者の方も今いろんなスマホとかも使えるようになってきていると思いますので、使っていただけるかなと思います。そのあたりのデジタル面の対応も、情報提供の検討をお願いしたいということと。

1点質問です。ちょっと不勉強で申しわけないんですが、このごみ処理手数料は消費税との絡みというのは関係ないのでしょうか。

【村尾会長】 説明をお願いいたします。資源循環部長。

【資源循環部長】 これは消費税込みというふうにご理解いただければと思います。条例にこの金額のとおり掲載されております。これ以外の自己搬入の手数料などにつきましては、外税ということで条例に規定しているものもあります。ごみ袋により納めていただく手数料は、内税であり、販売店でお買い求めになるときは、特にこれにプラス税があるということではなく、消費税が含まれている金額ということでございます。

【村尾会長】 金子委員。

【金子委員】 これは来年4月、及びまだ確定はしていませんが、再来年ですか、2015年10月に税率が上がるということになりますと、若干変わってきますか。計算すればわかる話なのかもしれませんが、将来的なことも含めて、そのあたりは上がっていくということでしょうか。

【村尾会長】 資源循環部長。

【資源循環部長】 税については適正な転嫁ということで言われておりますけれども、手数料の金額を変える場合につきましては、さらなる条例の改正ということになります。当面につきましてはこの金額でやらせていただくということで考えております。

以上でございます。

【村尾会長】 それでは、続きまして、齋藤委員。

【齋藤委員】 齋藤でございます。

意見として受けとめていただきたいんですけども、先ほどデジタル化とアナログの話が出ましたが、指定袋を買いに行かない方はいらっしゃるもので、その販売店のほうにそういったデータを置くというのはどうでしょうかということで、今後の検討課題として受けとめていただければと思います。

以上です。

【村尾会長】 秋葉委員。

【秋葉委員】 1つだけちょっと伺いたいんですけど、廃棄物適正化推進員の権限ってどのくらいまで持っているんですか。例えば、そこのステーションがあるのに、車で来て、ほかの人がぼんと捨てていって、それを今、ある程度のは自治会に持っていったり何かして、市の人を呼んだりしてやっているんですけど、この権限ってどのくらいの量としてあるんでしょうか。

【村尾会長】 説明、資源循環部長、お願いします。

【資源循環部長】 例えば、不法投棄が発生したときにどこまでできるかということについて

は、先ほどご説明した美化ガイドラインの中に明示をしてありますが、簡単に申し上げますと、ごみステーションそのものは地域の団体、主に町内自治会さんが設置しているものでございます。当然そこに管理権があるということで、その自治会さんが推薦して、市が委嘱をしております適正化推進員及び不法投棄監視員につきましては、自治会さんの了解を得た後ですけれども、当然、自治会内にきちんとアナウンスした後、不適正排出なり不法投棄があれば、その権限に基づいて調査をすることができると定めております。

その後、その排出者がわかったときにどのように注意をするかですけれども、これは若干ケース・バイ・ケースでございまして、地域によっては直接その方のところに自治会さんとして注意をされる場合がありますけれども、地域内でのトラブルになるようなお話になるようであれば、その情報を市にいただきまして、市のほうから直接ご注意を申し上げるとか、場合によっては車のほうでそこに違法投棄でぽんと捨てていくというようなことが頻発するとすれば、市がそこで監視をしたり、場合によってはその車のナンバー情報をいただければ、市が調査をして、当該者に対し注意・指導するというような流れでございます。

【秋葉委員】 ありがとうございます。

【村尾会長】 秋葉委員。

【秋葉委員】 いいですか。もう1点。

そこまでの流れでよくしてくれたんだったら、今度は説明会のときなんかには、例えば自治会長さんだけでもこうなっていますよということを言ってくれと、すごく各自治会が安心すると思うんで、その辺はちょっとお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【村尾会長】 そのほか、特に。藤代委員。

【藤代委員】 藤代です。

パンフレットの5ページなんですけれども、不法投棄・不適正排出対策として、監視カメラ等の貸与は無償ですよね。その下の、ステーション看板・不法投棄防止看板の配布、ですからこれも無償ですよね。そうすると、今度、その右側のごみステーション管理支援というところで、支援内容が書いてありますけれども、管理に必要な経費、コンテナの購入・修繕、看板の設置というのは、これは新たに自治会が看板をつくる時にはということですか。

【村尾会長】 説明をお願いします。資源循環部長。

【資源循環部長】 左側にあります看板の類は市が製作したものであり、全市共通のものでございます。自治会さんとお話をさせていただきますと、その地域固有のごみ出しの悪さというものがあります。あるいは、こういうふう呼びかければ、その地域とすればうまく反応でき

るということで、自治会さんが自治会さんとして考えた言葉を看板にして掲出するところが結構ございます。ごみステーションの美化に取り組んでいる団体さんを私ども表彰させていただいておりますが、そういった事例が多数ございます。そういったことで、市の看板のほか、地域として特別な看板を設置することによってかなりステーションの美化が進むということで、今回、市民あるいは自治会さんのご要望をいただいて、この中に組み入れた次第でございます。以上でございます。

【村尾会長】 藤代委員。

【藤代委員】 確かに美化に努めている自治会さんを表彰するのはすごくいいことだと思うんですけども、例えば物を買う場合に、経費の75%、上限5万円とありますよね。例えば、10万円の看板をつくったら、それでも5万円しか出しませんよということなんですよね。自治会等も結構財政が厳しいと思うんですよね。その辺はどうなんでしょうね。やっぱりまちのことだから自治会がやるのは当然かもわかりませんが、いわゆる不法投棄防止とか、モラルよくごみを出してもらうためにやることに関して、自治会の財政が厳しくなればそれもできなくなりますよね。その点はどうなんでしょうね、今後の見通しとしては。

【村尾会長】 資源循環部長。

【資源循環部長】 この「併せて実施する施策」につきましては、基金で積み立てをさせていただき、いわば、お預かりさせていただいている手数料の中でうまく運用させていただき事業でございます。当初こういうスタートをさせていただいておりますけれども、ここにあるもの以外のメニューでも、例えば地域の方々からのご要望があるとすれば、そういったものも含めて、今後その手数料の使途ということでいろんなことが考えられますので、幅広い検討はさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【村尾会長】 ほかにございますでしょうか。

岩根委員。

【岩根委員】 すみません。今度、有料化でごみを減らすということは非常に大きな成果があると思うんですが、やはり市民意識をもう少し上げるために、新たに清掃工場を整備する必要はなくなるという節税面と、それから大きいのは地球温暖化ですね、これを抑える効果もあるんですということを、今後機会があるごとに、いろんなパンフレット等で紹介していただければと思います。ごみ削減の効果としては、CO₂を換算するとわかりにくいので、例えば1家庭で灯油年間何リッター節約できるんです、また、エアコンを年間何時間ぐらい使用できる電気を節約できるんですなど、市民によくわかりやすい指標で、地球温暖化にも貢献できるんだと

いうことを、節税面と両面でもっとPRしていく必要があるのではないかというふうに、私、常日ごろ考えておりますので、それをお願いをしたいなと思いました。

以上です。

【村尾会長】 意見でよろしいですか、要望として。

【岩根委員】 意見です。

【村尾会長】 それでは、荒井委員。

【荒井委員】 こちらに、ごみステーションのネットというのを補助金を出しますというのがあると思うんですけども、これは個人ですとか、そういった地域の団体とかで購入するよりも、市で一括購入したほうが安く購入できるんじゃないかなと思います。なので、そういったことも検討してほしいなと思います。

あとは、こういったパンフレットを1軒1軒に配布して、ちゃんと興味のある人は読むと思うんですけども、そうじゃない人間は読まないで、こういったものは一切読まないと思うので、例えば各ステーションに看板をもうちょっとわかりやすいものを書いておいたりすると、一番目にとまるところだと思うので、そういったものもぜひ検討してみていただきたいなと思いました。

以上です。

【村尾会長】 ほかにございますでしょうか。

多くの委員からさまざまな提案等が出ましたので、事務局におかれましてはよくご検討をいただければと思います。

それでは、特にないようですので、以上をもちまして、本日本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたします。

【荒井委員】 すみません。いいですか、意見というかまだあるんですけど、これとは関係ないような感じなんですけど。

【村尾会長】 どのような。

【荒井委員】 紙おむつについてなんですけれど、いいですか。

【村尾会長】 要望ですか。

【荒井委員】 要望というか意見、そうですね、要望です。

【村尾会長】 よろしいですか、事務局のほう。じゃ、どうぞ。

【荒井委員】 すみません。私、今子育てをしている最中なんですけれども、この中に紙おむつを使用している家庭に、可燃ごみの指定袋を最大220枚支給と書いてあるんですけども、

これは結局ごみを増やすということになるので、もう少し検討してみてもいいのかなと思いました。

なぜなら、私は今、布おむつを家庭で使っているんですけども、布おむつというのは本当に簡単に紙おむつを減らす一番の手段だと思います。今、緑区に住んでいるんですけども、緑区は少子化というものが余り信じられないぐらい子どもがふえていて、これだけ子どもがふえているのに、紙おむつのごみがたくさん出ることによってごみがすごいことになっていると思うので、例えば布おむつを始めるに当たって、私は母から教えてもらって、やり方などを教えてもらったので布おむつを使用することができたんですけども、そのやり方を知らないからやらないという人がたくさんいると思うので、例えば区でやっている保健センターとかそういったところで、何か講演会ですとか、講習会をやって、たくさんの人に布おむつのよさとかを知ってもらえればいいかなと思いました。

あと、生ごみの有効活用というので、生ごみがすごく出ていると思うので、ちょっと意見させていただきたいんですけど、コンポストから出たのを千葉市は緑化で何か事業をやっていると思うんですけども、そういったものに有効活用などできないかなと思いついて、ちょっと提案させていただきたいんですけども、例えばコンポストから出た堆肥などを千葉市のほうで扱って、ごみ袋にかえると、そういったものがあればもっと各家庭にコンポストを取り入れるというようなことも検討するんじゃないかなと思うので、ぜひそういったこともやってほしいなと思いました。

以上です。

【村尾会長】 では、以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたします。

事務局のほうで何かありましたら、お願いいたします。

【廃棄物対策課長補佐】 連絡事項がございます。

今回の審議内容につきましては、会議録ができましたら、各委員の皆様にお送りさせていただきます。記録内容等に修正のところの必要がございましたら、加筆修正後、事務局までお送りいただければと思います。

それでは、閉会に当たりまして、環境局長の青葉より挨拶を申し上げます。

【環境局長】 委員の皆様につきましては、本当に慎重審議、ありがとうございました。多くの貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、いただきましたご意見等につきましては、今後、施策等で反映できるように検討をさせ

ていただければというふうに思っております。

また、家庭ごみ手数料徴収制度につきましては、今、説明会等をやっておりますけれども、今後も十分に周知・啓発活動に力を入れて、2月1日から無事にスタートできるように、関係者一同、頑張ってお参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方につきましては、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【廃棄物対策課長補佐】 それでは、以上をもちまして、廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

お忘れものがないように、お気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。

午後3時47分閉会